

東邦大学医療センター大橋病院教育委員会内規

(目 的)

第1条 東邦大学医療センター大橋病院は、必要と考えられる院内教育・院内研修において、体制作り、計画の立案、実施・結果の評価等を適切に実施することを目的とした「教育委員会」（以下「委員会」という）を置く。

(組 織)

第2条 委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 病院長
- (2) 副院長（教育担当）
- (3) 副院長・院長補佐（若干名）
- (4) 看護部長
- (5) 薬剤部長
- (6) 事務部長
- (7) 診療科医師（若干名）
- (8) 中央施設部門（若干名）
- (9) 事務担当

2. 前項の委員の他、病院長が必要に応じて指名できる。

(委員長)

第3条 委員会には委員長を置き、教育担当副院長をもって充てる。

2. 委員長は委員会を召集し、その議長となる。

(委員の選出)

第4条 委員は委員長が推薦し、病院長がこれを任命する。

2. 委員の変更・追加・削除が生じた場合には「委員変更申請書」を所属長から委員長に提出し、委員長は病院長に提出する。

(任 期)

第5条 委員長の任期は原則として執行部の任期と同様とし、3年間とする。ただし再任を妨げない。また、委員の任期は1年とし再任を妨げない。

(運 営)

第6条 病院の基本理念・基本方針に沿って、院内教育・院内研修が実施されるが、委員会は立案・施行・評価などを行う。教育・研修には以下のものが含まれる。

- (1) 大橋病院で行われる卒前教育・卒前研修（医学部・看護学部・薬学部・理学部学生など）
- (2) その他

(会 議)

第7条 委員会は必要に応じて委員長が認めた場合に召集・開催する。

2. 委員会は過半数の出席をもって成立する。

(報 告)

第8条 委員長は委員会の審議事項を定例会にて審議する。

2. 委員長は審議終了後速やかにその結果を部長会・医局長会にて報告し、教職員に周知徹底させる。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、事務系職員が担当する。

附則：この内規は令和2年2月1日から施行する。

委員

委員長	副院長・病理診断科
委員	病院長・脳神経外科
	院長補佐・膠原病リウマチ科
	院長補佐・循環器内科
	外科
	消化器内科
	脳神経内科
	小児科
	副院長・看護部
	院長補佐・薬剤部
	放射線部
	臨床検査部
	臨床生理機能検査部
	臨床工学部
	栄養部
	リハビリテーション部
	情報管理室
	事務部
事務局	総務課
	教育支援管理部